

# 福岡県公報

平成23年3月7日  
第 3 2 2 7 号

員会が必要と認める交通誘導警備業務（平成19年1月福岡県公安委員会告示第1号）の一部を次のように改正し、この告示の日から施行する。

平成23年3月7日

福岡県公安委員会

本文中「5の項」を「6の項」に改める。

## 目 次

告 示 (第403号)

開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) ..... 1

公安委員会

警備員等の検定等に関する規則第2条の表の5の項の上欄の規定により福岡県公安委員会が必要と認める交通誘導警備業務の一部改正 (警察本部生活安全総務課) ..... 1

## 告 示

福岡県告示第403号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成23年3月7日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
筑紫郡那珂川町後野4丁目93番1
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
筑紫郡那珂川町後野2丁目6番9号  
日下部 義昭

## 公安委員会

福岡県公安委員会告示第52号

警備員等の検定等に関する規則第2条の表の5の項の上欄の規定により福岡県公安委